

天桂伝尊と嗣法論

—天桂の開山法重視と借住について—

志 部 憲

はじめに

従来洞門ではその寺院の開山の法が非常に重視されてい

た。その為に寺院の世代交代は開山の法を嗣ぐことであつた。法が伽藍に付属して考えられたのである。世代交代の場合後住は先住より開山法を相承され、先住の弟子となるのが通例であった。

また本寺もこの嗣法相承に大きく関わった。本寺に末寺の後住選定権もあつたのである。また或る寺院の住職が後住決定以前に示寂してしまつた時は、本寺や同門寺院等が開山法の代付相続を行つたりした。⁽¹⁾

さらに何かの理由で他の寺に移住する時（他山）等には元の寺院の開山の法脈をそこに留めて、自らは無法の人となつて移転先寺院の開山の法系を嗣ぐ（依院易師）のが一般的であつた。⁽²⁾これら伽藍を中心に、開山法を重視する代付相続や依

院易師は江戸期において濫嗣乱統の根源とされ、やがてこの是正を目的とした宗統復古運動へと展開していくのである。

天桂伝尊（一六四八～一七三五）は宗統復古運動の成果を認めながらも、運動を推進した円山道白（一六三六～一七一五）の主張等には厳しく反論した。この天桂による円山批判は、その後法孫達も含め、嗣法論・禪戒論等の宗義論争へと発展した。

これら天桂系統と円山系統との論争点は多岐に亘り、箇々の問題を整理検討することが求められる。今回はその準備段階として天桂自身の嗣法問題に注目してみよう。

既に天桂の最初の嗣法に問題が生じていた点について、平成四年六月二十一日の「日本印度学仏教学会」（於愛知学院大学）で「天桂伝尊と嗣法問題」へ『印度学仏教学研究』（平成四年度刊に掲載予定）と題して発表した。内容は天桂とその師

である五峯開音（？～一六八三）との嗣法に不自然な点があると指摘したものである。

それは「駿州伊太村静居院後住異論令糺明申渡之覚」⁽⁴⁾（静岡県島田市、静居寺所蔵）を根拠とする。天桂は延宝五年（一六七七）に駿河島田の静居寺において五峯に嗣法したとされる。しかしこの年前後に静居寺では五峯の後継者を廻って問題が生じていたのであり、天桂と五峯との嗣法もそれ程スムーズに運んだとは思われない。以上がその時発表した要点である。

今回はさらに天桂の訴状（天徳寺の法系錯乱資料「島田市静居寺所蔵」と天桂の阿波丈六寺における紛争資料（大阪府池田市陽松庵所蔵）の二点を中心として、天桂が如何なる嗣法形態を理想としていたかを検討してみよう。

（一）天桂訴状——天徳寺世代更改問題——

天桂は『天桂和尚年譜』によると、延宝五年（一六七七）三〇歳で、静居寺第八世の五峯開音に面授嗣法し、静居寺を継いだとされる。この五峯と天桂の嗣法については未だ解決すべき問題点もあるが、いずれにしても天桂は静居寺第九世となり教化を開始したのである。

この静居寺に天徳寺（現静岡県島田市大草）の法系錯乱に関する天桂の訴状が残されている。年号は貞享二年（一八八五）

八月とあり、当時駿州・遠州・三河・伊豆の僧録であった可睡斎宛に出されたものである。静居寺は太源派に属し、林叟院（現静岡県焼津市坂本）の末寺で、上記の天徳寺も同じく林叟院の末寺である。

天桂はこの天徳寺の法系に異議を唱え、僧録の可睡斎に訴状を提出したのである。この天徳寺の法系問題に関する文書が可睡斎及び静居寺に何点か残されているので検討してみよう。まず天桂の訴状（この訴状は草案で、消しや挿入が随所にされている。尚へゝは加筆・訂正文の意）は次のようである。

駿州大沢静居寺住持 天桂 欽上訴
大僧録諸局下法系正譌之事

本州大津村天徳寺、其先玄翁派、近へ中頃寺主

伝梁改派属太源之支流、汲賢仲之余流、迺

嗣法於賢仲派門首同州坂本林叟院八世

山齡、以備員于其末寺、是以山齡為其開山、

伝梁為其二世、而後至長達大応（呑海）已數十年矣、

然今鯨雲嗣法不拠其実、妄行改易變亂

宗統涵雜法脈、以賢仲為開山、其下列古

玄翁派高峯宝山二師於第二第三位、使

山齡（為）第四世、不知何所為而如是耶、揆（夫）以賢仲

為開山則與吾靜居欲其位次（為）兼對妄

計歟、乃祖賢仲嗣法源流具在別幅、略此爾、

又考其嗣書則（從）賢仲（至兆山持転戴屋哉翁）

吉州（列林叟院之世次而其下）、彼高峯宝山（二師）第三第四位

大宗匠之斧斤

頓首頓首

駿州大沢

「其次列林叟八世山齡為之嗣統」、復是何拠而然歟（其錯亂無可

言者）

輕先聖

蔑後昆、添其不可添之世、減其不可減之位、

都是不知仏祖正伝法脈的無識智鈍長老之

惡作、噫其過非一時其禍及累劫、豈可忍

見之（臂不□曲□□□□）、夫是桂所以

不得已而弁矣、

此（是）故數々欲令告于其本寺林叟院今住秀拙、

「欲令」削正之、秀拙穩々地召天徳寺師僧、再三誨

勵而不敢受其尽言、紀事不稽設言烏有、

不弁赦麥強証龜鑒、終無知非改過之意者、

（其所以者彼言我錯法）

有其故、今之鯨雲錯法者憑林叟院十二世

九山相賺而得、（而）故只託過於九山、頗□非（於）自

「若寔如彼言則相賺九山而得歟、縱使如是其法非汝法何哉、恐

無地免其過」

已不知同一鼻孔穿貫來、迷己之甚劇、因是

秀拙（亦）憚改（若自赦）先祖九山之過於公界（耶）曼延不果

令吾開山賢仲法門不得無有愧、故不得已

終達

大僧錄閣下、伏望召彼鯨雲與開田二僧、賜

開見其嗣法書真偽已審請訛立弁

欽（告）荷法堂前以勞

維時貞享二乙丑

天桂

八月

可睡齋

諸局下

上記の天桂の主張をみると、天徳寺は元々玄（源）翁派（6）であつたが、伝梁という人の代に派を太源宗真（？）一三七二の支流賢仲派に改め、林叟院第八世の山齡（7）を開山としたとされる。そして伝梁を一世とし、さらに長達、呑海へと嗣法相続が行われてきたとするのである。ところが天徳寺では鯨雲代に、林叟院第二世の賢仲を開山とし、その下に玄翁派の高峯・宝山の二師を世代の二世、三世に列ね、山齡を第四世となしたのは法系錯乱の過ちとした。

上記の世代関係を示せば、天徳寺は山齡（開山）—伝梁（二世）—長達（三世）—呑海（四世）であるべきを、鯨雲代に玄翁派の高峯及び宝山を故意に混入して、賢仲（開山）—高峯（一世）—宝山（二世）—山齡（三世）—山齡（四世）………と変えたとするのである。

以上は天徳寺の世代の問題点であるが、同時に天徳寺の嗣法相続も当然不自然とならざるを得ないのである。天桂は天

徳寺の嗣書について、賢仲—兆山—持転—戴屋—哉翁—吉州と林叟院の世代を列ね、これに玄翁派の高峯及び宝山を加え、またさらに林叟院第八世の山齡を列ねることに対し、厳しくその法系の錯乱を批判しているのである。

天桂はこの訴状の他に林叟院及び静居寺の世代（『静居寺文書』）を明示しているが、これは上記訴状の「乃祖賢仲嗣法源流具在別幅」を指すと考えられる。天徳寺世代と嗣法相続が事実に反する事の傍証資料であろう。参考までに林叟院と静居寺の関係を記した文とその世代を示してみよう。まず林叟院に関する記述は次のようである。

遠州高尾石雲院初祖、宋芝附法於賢仲、賢仲得附法弟子五人、而二人絶嗣無伝矣、兆山・在天
大樹三師者各得一方開山、謂之賢仲三派家
譜明著矣、林叟静居両寺賢仲嗣法源流
如後、賢仲參學事了、文明年中開法於林叟

次に林叟院の世代をあげている。

宋芝（開山）—賢仲（二世）—兆山（三世）—持転（四世）—戴屋（五世）—哉翁（六世）—吉州（七世）—山齡（八世）—照山（九世）—明天（十世）—悅州（十一世）—九山（十二世）—益山（十三世）—秀拙（十四世）

また静居寺に関する記述は次のようである。

永正年中賢仲棲隱於靜居、為終焉之地、附法於大樹源流

静居寺世代は次のようである。

賢仲（開山）—大樹（二世）—琴峯（三世）—鉄叟（四世）—舟谷（五世）—傑山（六世）—報資（七世）—五峯（八世）—天桂（九世）

天桂が訴状迄提出して是正を願ったのは、本末寺院間ににおける嗣法相続更改の問題である。既に触れたように元禄十六年（一七〇三）以前においては、伽藍に付属して開山の法が考えられていた。天桂は天徳寺の法系更改の意図を「夫以賢仲為開山則與吾靜居欲其位次為兼對妄計歟」と断じた。天徳寺が静居寺と同じく賢仲を開山としたのは、静居寺と同格の扱いを願う妄計と述べているのである。果たして天徳寺がそこまで考えていたかは問題であるが、天桂は開山法重視の立場から天徳寺の法系の恣意的更改を批判しているのである。

(二) 訴訟の経過

さてこの天徳寺の法系更改問題はその後如何に決着したのであろうか。可睡斎に何点かこの問題に関する資料が残されているので要点を検討してみよう。

一、まず年代順にみれば、天桂訴状が提出された翌月に可睡斎宛に出された貞享二年（一六八五）九月八日付けの「天徳寺

隱居鯨倚（雲？）願書写」（『可睡斎史料』第一巻、僧錄司文書一、二二八と二三〇頁）がある。内容は訴訟に至った経過と七十年來開山として来た賢仲和尚をそのまま認可して欲しいとの願いである。

二、次に貞享二年十月十四日に、天徳寺旦那が連署をもつて可睡斎へ提出した「天徳寺旦中証文写」がある。内容は天徳寺法脈錯乱の件に関して、林叟院・静居寺が善処してくれた事、及び以後天徳寺檀家は此の度の一件の是非や鯨倚（雲？）の悪言を一切言わないと記す証文である。

三、また貞享三年十一月二十六日付けと推測される「林叟院秀拙詫状」がある。これは林叟院第十四世の秀拙が可睡斎宛に提出したものである。内容は天徳寺閑居の鯨倚（雲？）に対する可睡斎よりの指示通り、印鑑を押させなかつた事、及び手形三通全てに印鑑を押さなければ、伝法出来ない旨を申し渡さなかつた事等についての秀拙の詫び状である。

四、さらに貞享三年（一六八六）十一月二十六日付けの「天徳寺隱居鯨倚（雲？）詫状」がある。これは天徳寺隱居の鯨倚（雲？）より可睡斎宛に提出されたものである。内容は去年の冬（貞享二年冬）に取り決めた手形の内、天桂の静居寺にある手形に印鑑を押すことを拒否する旨の通告、及び去年の冬に、一旦話し合がついたのに再び奉行所へ罷り出た事についての「誤り証文」である。

以上が『可睡斎史料』（第二巻、僧錄司文書一、二二八と二三〇頁）にみられる天徳寺法系錯乱に関する資料である。この『可睡斎史料』から推測するに、天徳寺の世代について一旦話し合はついたようである。それは上記資料の一に「旦□之者共も天徳寺与ともく、林叟院様・静居院様へ達而御訴訟申上候得者、御慈愛之御料軒忝奉存候」とする記述が見出せ、また四には「旧冬十月、双方手形取引相済候処ニ」等と示され、天徳寺の法脈錯乱については一応決着がついたと想像される。

ところが上記の資料等に見られる通り、手形へ押印する段階で天徳寺側に躊躇があつたようで、最後には上記資料の四、に見られるように天徳寺隱居の鯨倚（雲？）が再び奉行所へ訴え出てしまつたと想像できる。

この辺の消息を伝える別な資料として天桂の「口上之覚」（静居寺所蔵）がある。年号は貞享三年、十一月二十八日付けで静居寺の天桂より可睡斎宛に提出されたものである。上記の続ぎの意味で番号を「五」とし、その全文を掲げてみよう。

五、 口上之覚

一、天徳寺閑居鯨雲法脈錯乱之御詮議者、
去年於江戸御旅宿ニ 尊意ニ被仰聞候
者、鯨雲法脈御披覽被遊候ニ誤
至極致決定候、其上当住開田免

角之無申訳、知過仕候由申之間、拙僧共ニ

慈悲を加へ宥免仕候得と、達而御異見

被遊候故、任尊意鯨雲罪過を赦し

其上天徳寺ニ難立賢仲和尚之牌迄

令勧請候旨趣者、当住開田者不申及、

江戸へ罷出候旦那共迄も、一等ニ知過仕候

由一札指出し故ニ埒明候、然処ニ至合

手形判形相済不申候間、去年

尊意被遊候通ニ、鯨雲判形御取

被遊可被下候、拙僧儀ハ外ニ何之結論可

仕事無御座候、今更ニ鯨雲方ヨリ訴状

指上候ニ返答仕候而者、御了簡を違背

仕様ニ御座候、然共去年之被仰付候

趣、相立不申儀ニ御座候者、拙僧共

去年指上候訴状ニ而、御詮議被仰付

可被下候逆之御儀ニ、自今已後再乱

不仕候様ニ、乍恐此度法脈錯乱之

処、嚴命ニ被為遂御穿鑿候者、

辱奉存候

已上

貞享三年

静居寺

十一月二十八日

天桂

印

可睡斎

御役者中

この天桂の「口上之覚」にも当時の様子が示されている。

可睡斎による天徳寺法脈の詮議が行われ、結局天徳寺鯨雲の

法脈錯乱が判明した。しかし可睡斎の仲介により、鯨雲の罪を許し、その上天徳寺に本来置くべきでない賢仲の牌（開山牌）を建てることで両者間で話し合いがついていたのである。ところが手形に押印の段階で再び異議が唱えられたのである。この点は前述した『可睡斎史料』一、二、三、四等にも窺える。つまり、一度収束に向かつた天徳寺の一件も、最終的詰めの段階で再び混乱しているのである。

この問題がこの後如何に決着したか、資料不足でこれ以上判断出来ない。ただ今日の天徳寺世代をみるに江戸期当時（天桂訴状による）の世代にくらべて大幅に手直しがされている。これから推測すれば天徳寺の望んだ賢仲の開山勧請は許されなかつたと考えられる。参考までに今日の天徳寺世代を示してみよう。

大通融土（開山）——渙竜充（二世）——高峯智現（三世）——宝山良珍（四世）——竺巖嬾桂（五世）——国山禪梁（中興一世）——

智山円達（当寺三世）——大応全海（当寺四世）——紫天鯨雲（当寺五世）——大義一道（当寺六世）——玄山義門（当寺七世）——活洲玄竜（当寺八世）——明堂鉄眼（当寺九世）〈以下略〉……

以上が今日の天徳寺世代である。この世代と天桂が問題とした天徳寺世代では大きく世代が異なっている。天桂が錯乱の法系と批判した世代は

賢仲（開山）——高峯（一世）——宝山（三世）——山齡（四世）……

であつた。今日の世代において開山とされる大通融士（？）一四二）は峨山紹碩—無外円昭—無著妙融—大通融士と続く法系に属する。この天徳寺の世代改めがいつ行われたか不明であるが、少なくとも上記の訴訟問題と関係しているであろう。

以上天桂の訴状を中心に、天徳寺の法系錯乱の問題を検討した。この天徳寺の法系問題で、天桂は「訴状」と「口上之覚書」の二通を僧録の可睡斎宛に提出しており、この訴訟問題の中心的役割を演じたが、天桂が当時の開山法を中心とした法系を重視していた一例と考えたい。

（三）天桂による開山法の重視

冒頭で触れたように、洞門ではその寺院の開山法が非常に重視されて来た。元禄一六年に宗統復古運動が成就する以前、世代交代は師と弟子の間で行われた。先住である師から後住である弟子へと嗣法相続がされたのである。

ところが宗統復古以後は伽藍法と人法との二つに分けて嗣法が行われるようになつた。周知の通り人法としての師弟間では嗣書・血脈・大事の三物相承が必要とされ、また伽藍相続にはその寺院の開山の三物より嗣書を除いた血脈・大事の二物相承が義務づけられた。この伽藍相続の二物相承は宗統復古における一師印証派と伽藍相続派との妥協の結果であつ

たが、當時伽藍或は開山法を重視する意見の強かつた事を窺わせる。⁽¹¹⁾

天桂はこの宗統復古運動の結果成立した重授伽藍相続を批判している。しかし天桂自身は従来の伽藍に付属する開山法を重視しているのである。この天桂の一見矛盾する主張を窺つてみよう。

伽藍相続ノ語ハ仏説ニ出カ、祖語ニ出カ、何ノ処ヨリ得來ヤ、固ニ是レ未見聞ノ怪事ナリ、夫レ宗門ノ本末ハ某ノ寺院開山ノ法系ニ因テ、以テ之ヲ証シ来ルコト実ニ古今不易ノ定條ナリ、然ルニ新ニ二物伽藍相続ノ虛名ヲ偽造シ出スハ、永ク其ノ寺ヲ横領シテ本寺ニ還スペカラザル機巧料理ナリ、又是レ本末異論ノ端ヲ為ス者カ、自今已往其ノ寺開山法系断絶者傷シイカナ

『正法眼藏弁註・授記』（『正法眼藏蒐書大成』）

卷十五、一二六頁（原漢文）

天桂は人法と伽藍法の二系統に分けたところの伽藍相続を批判しているのである。天桂の主張は「夫レ宗門ノ本末ハ某ノ寺院ノ開山ノ法系ニ因テ、以テ之ヲ証シ来ルコト実ニ古今不易ノ定條ナリ」とし、從来行われてきた人法・伽藍法一体とする「開山ノ法系」を重視したと思われる。

當時濫嗣乱統の弊害も実はこの開山法重視の風潮に起因したものといえる。他寺院への移転（他山）ごとにその寺の開山法を嗣ぐことが暗黙のうちに強要された。その結果濫嗣乱統が生じたのである。それでは天桂はこの点について如何なる主

張をしているであろうか。まず他山の制度について次のように述べている。

抑洞門從本、他山ノ事実有ル者ハ学人遍参ノ暦年固ヨリ公制有リ、其ノ事了畢スルトキ、各自ニ其ノ機縁ノ師印ヲ証シ、彼之此之寺院ニ住シテ後、勅ニ馮テ本山ニ住職シテ而シテ以テ衣位ヲ転ジ列世ノ相次ヲ本山住山記ニ署シテ、以テ退ク、即チ是レ諸嶽歴住世位ノ様子ナリ、洞門ニ他山ノ移転有ルノ条例是ナリ、最モ勅任并ニ公令ニ因ル者ナリ、是ヲ以テ世牌ヲ吾ガ本住ノ寺ニ建ルニ当ッテハ、前總持當寺幾世ト記スルノミ、是ヲ以テ最初本師ノ印証再ビ改易スルニ非ズ、然ルニ中古無意智ノ漢有リ、幾回師ヲ易テモ更ニ第二人無シト謂ヘリ、故ニ此ノ伝語擬似ノ過ヲ以テ、他山スル毎ニ師ヲ易ルノ惡弊起レリ

『正法眼藏弁註・授記』(二二六、七頁)

天桂は「勅ニ馮テ本山ニ住職シテ而シテ以テ衣位ヲ転ジ列世ノ相次ヲ本山住山記ニ署シテ、以テ退ク、即チ是レ諸嶽歴住世位ノ様子ナリ、洞門ニ他山ノ移転有ルノ条例是ナリ」と述べ、洞門の他山の先例として本山總持寺における瑞世の例をあげていているのである。

また上記で天桂は世代牌の問題を呈示している。天桂は他山の先例として、本山瑞世をあげたが、瑞世の時は「列世ノ相次ヲ本山住山記ニ署シ」て退くとするのである。そして「世牌ヲ吾ガ本住ノ寺ニ建ルニ当ッテハ、前總持當寺幾世ト記スルノミ」と述べている。まず他山の先例である本山瑞世

の場合、本山歴住の順位を『本山住山記』に記すのみで、世代牌を建てるとするのである。天桂によるこの世代牌の主張は元禄十六年の宗統復古運動成就による伽藍相続を意識し、これを批判する為のものである。この点はこれに続く次の主張に明瞭である。

実ニ歴住ト言コトヲ知ルトキハ其ノ他山ノ地ニ世牌ヲ建ルニ及テ何ゾ本山諸嶽歴住ノ定規ニ依ズシテ、其ノ寺ノ開山ヨリ正伝嗣法シ来ルニ幾十幾世列位ニ混同シテ立次ス、重授伽藍相続已前ノ世牌ノ列名ハ皆、其ノ寺開山嗣法ノ相次ナリ、重受已後ノ世牌列名ハ応ニ其ノ間ニ幾許他派ノ列世ヲ雜入スベシ………
…(中略)………他山ニ移転スルモ、其ノ住事畢ルトキハ、必ズ其ノ寺ヲ其ノ本寺ニ還シテ速カニ退キ、応ニ本末ノ道誼失ワザルベシ、又様ニ依テ世牌ヲ其ノ寺ニ建ルコト有ルモ、亦タ諸嶽山ノ歴住記ニ準例シテ歴世前住牌ナル者ナランカ

『正法眼藏弁註・授記』(二二七頁)

宗統復古以後における重授伽藍相続には一つの問題が生じた。それは世代牌の問題である。他山の寺院に住職した場合、たとえ他派の法系の人でも先住より開山法の血脉と大事を重授され世代として数えられた。そして退院後は世代牌を建てる事が出来るようになつたのである。⁽¹²⁾

復古以前はその寺の開山法を嗣ぐのが一般的であり、人法伽藍法一体であつた。しかし復古以後は重授伽藍相続が義務

づけられ、他派の人も世代として数えられ、世代牌を建てることが可能になったのである。

さて天桂はこの新しい制度を「重授伽藍相続已前ノ世牌ノ列名ハ皆、其ノ寺開山嗣法ノ相次ナリ、重受已後ノ世牌列名ハ應ニ其ノ間ニ幾許他派ノ列世ヲ雜入スベシ」と述べている

ように、開山以来の法系が混乱するとの理由で強く批判しているのである。

復古以前の嗣法相続は伽藍法及び人法一体の開山法の相続であり、他派の人が世牌を建てるということは無かつたとされる。例えば「閔三箇寺副状写」（貞享三年・一六八六、閔三刹）（『可睡齋史料』第一巻 寺誌史料 一一四頁）をみると

致他山長—老隱—居在之者、法脈寺—共仁隱居江可返置也、隱

居無之時者、其本寺江可相返、若本—寺遠國在之者、同門歟亦者他門成共、近所之寺江可預置……

とある。これは他山の時、法脈とその寺院を隠居・本寺・同門・近所の寺院へ返し置くべしとの触状である。つまり他山の時、開山法を元の寺院へ置いて移転し、更に移転先寺院の開山法を嗣いだのである。故に元の寺院には世代牌を建てないのが原則であった。ところが復古以後は重授伽藍法の名の下に世代牌も建てられるようになつた。天桂が問題としているのは、本来開山法の一系で嗣法相続が行われて来た宗門に、人法と伽藍法を二つに分け、新に重授伽藍相続という別

な制度を設けて開山法の混乱を生じさせたことに対する不満があつたのである。⁽¹³⁾

(四) 天桂と借住問題

次に天桂の借住問題について触れてみよう。天桂は駿河島田静居寺、彦根大雲寺（現滋賀県彦根市河原町）、阿波丈六寺（現徳島県徳島市丈六町丈領）等に住持した。当時の依院易師の風潮からすれば、晋住地の開山法との関係が大きな問題となつた。この問題に天桂は如何に対処したであろうか。一例を

阿波丈六寺における天桂と先住石峯和尚及びその門下との訴訟問題に窺つてみよう。『天桂和尚年譜』の元禄九年（一六九

六）の項に

四九歳、秋七月、阿州丈六寺の石峯和尚、将に退鼓をうたんとして、徒を差して啓を齋し師を請して其の席を董さしめんと欲す。師、其の意を告げ、固く臥して応ぜず。専使留まること旬

余、篤請して置かず。止むことを獲ずして起つ。（大雲の例に

準じて借住なりと云う。）冬十一月十五日、丈六に進む。

『天桂和尚年譜』（『曹洞宗全書』史伝下、四六七頁〈原漢文〉）

とある。また三年後の元禄十一年（一六九六）に

五二歳 夏、結制、是の歳、支院無賴の徒、莊佃の土民と結党猾訟して（蓋し師の氣正しく、徳、壯に、嚴峻にして倚らざるに因りて、或いは之れを忌むと云う。）師を官衙に悪る。『同

上』（四六八頁）

と記される。上記に見られる通り、元禄九年に天桂は阿波の丈六寺第十三世石峯文理⁽¹⁴⁾（？—一六九六）の要請によつて丈六寺に晋山した。しかしその三年後には丈六寺支院の徒弟達と何か訴訟問題を起こしている。今までこの訴訟内容が不明であつたが、天桂示寂の地である大阪府池田市の退藏峯陽松庵に、この辺の消息を示す文書が残されていた。その『陽松庵文書』は次のようである。

口上

老師天桂自初靜居八世五峰海音之法系不□改、
摸心底故得丈六之□使時、借住之約ニ可及進山□、
先住徒弟共之仕事ニ而、内証不埒之品有之ニ付、不得止
相匡候得者、道理相逼各錯入相濟候得共、以其意恨隱
居石峰へ相勸、不慮ニ隠僚へ呼寄、隠居初申候ハ先
達而申入候通法脈認置候間、今而□可致伝付と有之
故、老師驚入急約之趣断候得ハ、成程返簡ニハ
借住之趣被申越候得共、使僧口上ニハ進山後不可背
指揮と被申越候故、先日以石眼其趣并今日可致
付囑旨申遣候所、得其意候と被申越、今更違背
候者輕忽之有様と□反候得共、考師対前後之
使僧嚴敷致穿鑿候得ハ、徒弟共謀略故間
違と申品ニ而、其之坐ハ閉口仕相□候得共、意恨不相
止ニ付、隠居并弟子中末山塔主及百姓組徒党
種々之難題論立致出所及公評候、
其難題第一之ヶ条ニ□開山以来之法と申事ニ候、最初より可為

致出寺謀計と相見候故、官所之裁許相待、八年余蟄居同前之住職ニ而罷有候、諍論之内

隠居石峰ハ被致病死候處、終ニハ老師理利運ニ
相濟申候故、早速退院友立候所、石峰徒弟共從□
之邪見懺悔願出候ニ付、任其意御掻法之通伽藍相
続之二物隠居法子大通寺石瑞より於石峰牌前伝受
仕候、任御条例世牌立置隠居仕候、此等之趣
世界無藏事ニ御坐（候）、殊更右之条々阿州官所之

記録ニ可有御坐候、若胡乱之品則右徒弟共數□近
年迄現在申候故、不可指許、其外多冤之老人ニ候得
ハ、生涯可立置無道理□ニ八十八歳迄人天面前

聞大口減得及今日如此出所人事却而□布奉存
乍恐貴殿御賢慮奉願候

辛酉三月 天桂徒弟某

右ハ伏見奉行頭牧野越中守殿家老種村定右衛門
殿より当役大岡越前守殿役人へ□□出□書付候砌
内分ニ而指出し写□

（傍線筆者、□は文字判読不可）

この『陽松庵文書』の前半部分の要点を記してみよう。まず天桂は丈六寺よりの使者が来た段階では借住の約束であった。ところが先住石峯の徒弟達に内密不法の事があり、その点を正したところ恨みを買つてしまつたとされる。

その後石峯により急に隠寮に呼び出され、先日申し込み、認定して貰つた法脈を今伝法したい旨が告げられた。天桂は

急な申し出に驚き断つたところ、石峯が云うに、返書には確かに借住とあつたが、使僧の報告では丈六寺に進山の後は指揮に従うというので、先日「石眼」をして今日の伝法の件を確認したところ承諾するという事であった。今更背くというのは軽率ということになり、天桂が前後二人の使僧を厳しく穿鑿したところ、この二人の徒弟達の謀略で、間違いという事が判明した。⁽¹⁵⁾ しかしここから訴訟へと発展したとされる。以上が前半の要点である。

後半部分の要点をみると、訴訟は八年間に及び、その間天桂は蟄居同然の状況であったとされる。しかしその後隠居の石峯が病死したこともあり、早速丈六寺を退こうとしたが、先住石峯の徒弟達が今までの邪見を懲悔して來た為、元禄十六年に成立した重授伽藍相続に従い、先住石峯の弟子で、大通寺住持の石瑞より大事と血脉の二物を受けたとされる。また当時の条例に基づき丈六寺に世代牌を建てたと記される。以上が『陽松庵文書』の概略である。

この文書により『天桂和尚年譜』に記述された訴訟は石峯と天桂の嗣法問題であつたことが分かる。天桂は借住を希望し、石峯は丈六寺の開山法を天桂に伝法したいと願つたのである。この両者の意見の相違が訴訟問題にまで発展してしまつたのである。

天桂が固執した借住とは一体どのようなものであつたの

か。天桂はこの丈六寺以前、元禄二年（一六八九）に島田静居寺より彦根大雲寺に他山した。この時も「大雲の一衆、但大法の為に師を仮る（借住の義なり）而已。……」（『天桂和尚年譜』四六五頁）とあり、借住であつたとされる。この借住について検討してみよう。

まず栗山泰音『巖山史論』（一三三頁）に「借住とは正系の世代を尚ぶ時代に在て請に応じたものは補住となれども、自ら求めて借寺証を入れたものは借住と為る、この借寺のことは三四百年前にも既に行はれたるものにて、その借寺証なるものが今現に存している」とある。この説明によれば本来「補住」となるべきに、自ら望んで借寺証を手に入れて「借住」となる制度のようである。それでは「補住」とは如何なることであろうか。

同じく『巖山史論』（一三一頁）に「補住は正系を嗣ぐべき世代の欠けたる場合に於て、独住にては傍出又は他派より一代限り補欠せしめて、元の正系に復し得るものを指し」とあり、正式な世代の欠けた場合の一代限りの臨時の住持を「補住」と呼んでいたと思われる。そうであれば借住も一代限りの臨時の住持といえるであろう。

前述した通り、天桂は開山法を重視していた。この点からすればその寺院の開山法の混乱と当時の弊害とされた依院易師を避ける為、自ら「借住」の願いをしたと考えられる。

おわりに

六頁参照)

以上検討した通り、元禄十六年以前は人法と伽藍法の一体化した開山法が重要視されていたのである。天桂が同じ林叟院末の天徳寺の法系錯乱を問題としたのも、この開山法重視の姿勢を示したものであろう。

しかし当時の開山法重視の風潮は別な弊害を生んだ。それは他寺院へ移転する毎に嗣法を易えるという「依院易師」の問題である。他山の場合、その移転先寺院の開山法を嗣ぐことが暗黙のうちに求められたのである。天桂と丈六寺先住の石峯との争いも、この開山法重視という当時の風潮から端を発したものと考えられる。

ただ天桂は易師問題に対し、「借住」という一代限りの臨時のお住職で対処しようとした。丈六寺以前に天桂は島田静居寺から彦根大雲寺へ移転したが、この時もこの「借住」であったとされる。このように天桂は最初の嗣法師である静居寺先住の五峯開音より授受した三物を重視していたのである。当時の濫嗣亂統の風潮において、天桂自身には易師の事実はなかつたと言える。

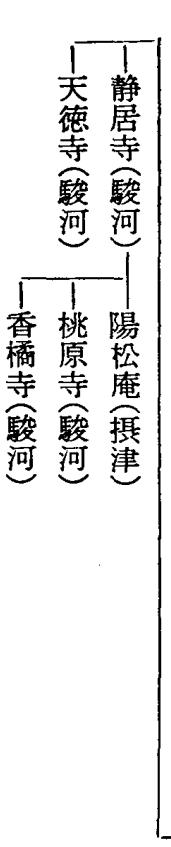
註

(1) 末寺住職を本寺が人選すべきとする関三刹の定書が宝永八年(一七一)に出されている。(栗山泰音『総持寺史』三四

(2) 栗山『総持寺史』(五七九頁参照)
 (3) 天桂が宗統復古運動成就に賛同していた事は、『面授・弁註』(『正法眼蔵蒐書大成』卷十五、一五八頁)に示されている。また天桂の法孫も『天桂和尚年譜』(元禄十六年の項)や『福祥寺本凡例』(『正法眼蔵蒐書大成』卷十五、七一三頁)に記している。

(4) この「駿州伊太村静居院後住異論令糺明申渡之覚」(島田市静居寺所蔵)は、延宝六年(一六七八)十一月二十八日に僧録である可睡斎より静居寺宛に出されたものである。内容は五峯以後の静居寺後住選定問題で、檀家側と五峯との間に争いが起きた事を示している。天桂の静居寺晋住は『天桂和尚年譜』によると、可睡斎の「申渡」が出された前年の延宝五年である。つまり静居寺後住問題が生じていた前後に晋山したことになり、天桂の静居寺晋山及びその師である五峯との嗣法の事実関係をもう一度検討する必要があろう。

(5) 太源派である静居寺の本末関係を略図にしてみよう。(『洞門政要』三七一~四頁参照)



(6) 源翁心照(一三三九~一四〇〇)は字を玄翁ともいつた。
 (7) この林叟院第八世の山齡(?~一六二一)は、山齡宋潤で、

静岡旭伝院開山である。

(8) 玄翁派とされる高峯は天徳寺世代では高峯智現（？）一五九一）と記される。また宝山は同じく宝山良珍（？）一五九三）とある。両者の詳細は不明。

(9) 当時の本末関係は非常に密接な関係があつた。例えば栗山『総持寺史』（三四四頁）では「本寺の開山または世代の一人がその末寺の開山になることである。如何に一箇寺の寺は建立せられても、その寺の開山が本寺の世代または開山にあらざる限り、寺の本質は具はらない」と述べている。末寺は本寺の開山または世代からの傍系と言えるが、宗統復古以前はこの傍系と雖も開山法を代々相承することに意義が置かれていたのである。天桂の天徳寺法系錯乱の訴訟は、天徳寺の鯨雲がこの法系の更改を勝手に行つたことに対するものである。

(10) ここで天徳寺法系錯乱の責任者として名前があがっている鯨雲の詳細は不明である。尚『可睡斎史料』（第二巻、一二一八二三三〇頁）に、貞享二年（一八八五）九月八日付けの「天徳寺隠居鯨倚願書」がある。天徳寺世代には五世の「紫天鯨雲」という人が元禄三年（一六九〇）十一月二十三日に示寂している。年代的にみて、この天徳寺世代の「鯨雲」と「鯨倚」とは同一人物であろう。『静居寺文書』では「鯨雲」と明記されている。

(11) 宗統復古運動の成就においても開山法を基本とする伽藍相続の制度は残された。その理由は復古運動の最終段階で、一師印証派と伽藍相続派との折衷案として、関係寺院十一箇寺連署で寺社奉行所へ差し出した「口上書」に明確である。伽藍相続

が数百年来継続されてきた制度であり、また御条目に対背しないこと・嗣書を除く二物授受は本末や住番の争論の時の吟味に必要であること等が理由とされている。

そして「口上書」の最後に「年臘階級相撰ビ候故、嗣法仕候人之内ヨリ、後住難取時、其ノ寺開山已來之法系、多者、可致断絶歟、歎敷儀ニ奉存候」（『永平寺史』下巻、八八九頁）とある。若し開山の法系に連なる後住候補が欠けた場合、開山法が断絶すると憂慮しているのである。これには復古運動にかかわった永平寺・総持寺・関三利・江戸三箇寺等の連署がある。伽藍相続廢止による宗門混亂阻止の意味もあったが、当時の開山法が如何に重視されていたかを示す資料といえる。

(12) 天桂は元禄十六年以降の重授伽藍相続により生じた世代牌の問題で、「様ニ依テ世牌ヲ其ノ寺ニ建ルコト有ルモ、亦タ諸嶽山ノ歴住記ニ準例シテ歴世前住牌ナル者ナランカ」（『正法眼藏弁註・授記』二二七頁）と述べている。ここで天桂が最終的に認めている「歴世前住牌」とは如何なるものであろうか。この点について栗山泰音『総持寺史』（八九〇九二頁）を参考にしてみよう。

栗山師は「前住」について次の五つの形態に分類している。
(一) 世代から除きたる者 (二) 当住とならざる者 (三) 功労に酬いらるる者 (四) 当住の先代、単に当住より先の住職 (世牌あるもの) である場合の如き (五) 離末本寺替以前の住職
この栗山師分類の「前住」はいずれも、何かの理由で正式な住職とは呼ばれない立場の人を指しているようである。それは天桂が「諸嶽山ノ歴住記ニ準例シテ歴世前住牌ナル者ナラン

カ」と述べる「前住」とは、上記栗山師の意義分類に従えば、それに相当するであろうか。

総持寺は從来勅請（明治三年輪住廃止まで）住持職の本山であった。しかし総持寺は輪住制を布いており、永平寺のような独住制とは異なるとされる。上記で天桂が「諸巌山ノ歴住記ニ準例シ」と述べているが、これは『総持寺住山記』（『総持寺史』五〇七頁参照）を指すものであろう。この『総持寺住山記』（一三四冊）には開祖瑩山禪師以来明治三年七月一五日に輪住廃止にいたるまで、約五五〇年間、四万九千七百六十六代の世系が記されているという。この輪住世代を天桂は「歴世前住牌」と呼んだのであろうか。

しかし栗山泰音『巖山史論』（一一一一页）には「前住とは勅住に在ては永平寺の転僧の如きを云ふ、永平寺の転僧は世代を逐はざるが故に總て之を前住と称し、総持寺にては總て世代の列に入るが故に正住と為る」とあり、更に「頭注」に「永平寺の転僧は前住牌に入り、総持寺の転僧は正住牌に入る」とある。この記述では総持寺の輪住世代（転衣僧・瑞世僧）は正住牌に入るとされて、「前住牌」ではない。この点は尚検討する必要があるが、いずれにしても、天桂は他山の地に世代牌を建てることに反対しているのである。

(13) 元禄十六年以前の宗統復古運動中、伽藍相続派と一師印証派の二派に別れて激しい論争が行われた。それでは天桂は何方に属したのであろうか。天桂の嗣法論の表明は復古以後に属し、宗統復古運動の指導者で一師印証派の円山を批判した。しかし、從来天桂のこの論争に対する立場について、伽藍相続方

の理論的代表であった奥州黒石の正法寺、定山良光（?—一七三六）を批判していたり、復古運動成就に賛意を表している事等から、単なる伽藍相続派と區別する必要があるとされたきた。（以上鏡島元隆『道元禪師とその門流』八五頁参照）

ただ天桂自身は開山法を重視しており、強いて一師印証派と伽藍相続派という枠で分けられれば伽藍相続派に属すると考えられる。何故ならば天桂が伽藍相続の問題について次のように述べているからである。

又云ク、伽藍相続ハ住持ノ次第ニシテ嗣法ノ相続ニ非ズト、阿阿々住持ノ次第ハ嗣法相続、仏法ヲ住持セシムルノ次第ニ非ズシテ、外別ニ住持ノ次第ト言ウ者ノ有ルカ、伽藍ハ何ゾ、某ノ各寺各院ノ開山正伝ノ法ヲシテ、之ヲ住持相続セシムルノ所住所ナリ、抑住持ト謂ハ何ノ言トカ為スヤ、人ヲ籍リ其ノ正法ヲ持シテ、之ヲシテ永ク住シテ混ザラシム是レ祖門住持ノ義ナリ

『正法眼藏弁註・授記』（一一七頁）ここで「又云ク、伽藍相続ハ住持ノ次第ニシテ嗣法ノ相続ニ非ズ」と引用され、批判されているのは円山『洞門衣鉢集』（『正法眼藏蒐書大成』卷一〇、六〇九頁）の言葉である。円山は伽藍相続を單なる住持の相承・順序にすぎないとする。この円山の主張の背景には嗣法相続を伽藍中心でなく、人と人との間で行うべきとする意見が含まれている。一師印証・面授嗣法を道元禪師以来の正統な嗣法とする円山としては当然の主張である。

しかし天桂はこの住持相承と嗣法相承を別個とする円山を批

判したのである。天桂は住持の順序を「仏法ヲ住持セシムルノ次第」と述べ、住持の順序即嗣法相続と主張している。

天桂は伽藍について「伽藍ハ何ゾ、某ノ各寺各院ノ開山正伝ノ法ヲシテ、之ヲ住持相続セシムルノ所住所ナリ」とする。伽藍を開山法の生命的相承の場と考えて いるのである。また更に上記の「仏法ヲ住持セシムルノ次第」を補足し、「抑住持ト謂ハ何ノ言トカ為スヤ、人ヲ籍リ其ノ正法ヲ持シテ、之ヲシテ永ク住シテ泯ザラシム是レ祖門住持ノ義ナリ」とも述べている。天桂は伽藍を基本とする住持の相承・順序を開山法の生命的相承とし、嗣法相続そのものと主張しているのである。以上の点からすれば天桂は一応伽藍相続派に属したといえる。

(14) 大六寺第十三世石峯文理は丈六寺に二十四年間住持した人で、丈六寺に功績のあった人とされる。(以上、藤原正雄『丈六寺の姿』昭和三十二年刊、十五頁参照)

(15) この「口上」(『陽松庵文書』)に統いて「天桂老人事歴」と題するものがある。これは天桂の履歴を簡単に箇条書き風に記したもので、丈六寺の箇所には先住石峯が謀略を以て天桂に嗣法させようとしたと明記されている。この『陽松庵文書』も丈六寺の一件の続きであり「口上」の最後に書かれている

右ハ伏見奉行頭牧野越中守殿家老種村定右衛門
殿より当役大岡越前守殿役人へ□□出□書付候砌

内分ニ而指出し写□

の記述からすれば天桂関係の訴訟資料と考えられる。丈六寺の箇所には次のような記述がある。尚「□」は筆者註。

一、同「元禄」九年子九年「月?」、依阿州丈六寺石峰招、

以自法

移住矣、同年十一月十五日石峰以謀略欲嗣法、於此始諍論矛盾相支コト前後九年至于宝永元申年

止矣、當此時自石峰之徒法泉寺石瑞受伽藍

二物重授之式、至于宝永三年戊年七月、打退鼓

又帰難波之藏鷲庵 二物今□

于退藏峰

一、元禄十六年癸未八月七日、一師印証二物重授之条

令定ル矣、師又依此擬規矣

(16) この借住に関して享保七年(一七二二)十一月に關三刹より出された触達がある。それは

入院之儀式相調へ、録所並本寺披露相済候後者、借住と申に而者無之、正住に候間、無遲滯其寺之重授可致候、借住と申事は最初より、其本寺江借住之訳届け致し、本寺納得之上借住仕事に候、尤借住之仁は其寺之二物重授不致間、移転或は遷化後も其寺に世牌立置申間敷事

(横関了胤『洞門政要』一二三九頁参照)
とある。この記述に従えば「借住」は本寺と相談し、納得の上で「借住」となるもので、移転或は遷化の後にその寺院に世牌を立てない決まりがあつたのである。